

第4章 財務分析

1. 最近5年度の財務数値の推移

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

(資産の部)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
土地	9,938,063	9,938,063	9,938,063	9,938,063	9,938,063
建物	16,445,986	15,471,454	14,431,005	13,519,490	13,583,331
構築物	39,082	34,583	31,035	28,674	41,027
機械及び装置	137,023	112,869	88,715	64,144	33,999
車両及び運搬具	27,400	27,799	21,376	15,983	14,939
器具及び備品	2,248,688	2,228,466	2,168,644	2,089,301	2,146,645
建設仮勘定	—	—	—	32,439	3,035
有形固定資産計	28,836,244	27,813,236	26,678,840	25,688,096	25,761,041
電話加入権	1,551	1,551	1,551	1,551	1,551
※1 その他無形固定資産	471,961	385,372	288,373	193,273	95,739
無形固定資産計	473,512	386,923	289,925	194,824	97,290
※2 その他投資	131,160	131,160	131,160	131,160	131,160
その他投資計	131,160	131,160	131,160	131,160	131,160
固定資産計	29,440,916	28,331,320	27,099,925	26,014,081	25,989,491
現金	351	242	291	143	143
預金	2,685,941	1,920,179	2,404,619	3,831,245	4,290,062
現金預金計	2,686,293	1,920,421	2,404,910	3,831,389	4,290,206
医業未収金	2,636,604	2,811,280	3,106,535	3,291,649	3,208,605
※3 医業外未収金	56,577	84,643	55,653	78,521	197,845
※4 その他未収金	5,259	12,061	6,144	42,989	12,352
未収金計	2,698,441	2,907,985	3,168,333	3,413,161	3,418,803
前払金	825	133	—	789	—
※5 保管有価証券	—	—	90,000	90,000	90,000
流動資産計	5,385,559	4,828,540	5,663,243	7,335,340	7,799,009
控除対象外消費税額	396,201	351,832	305,196	264,171	273,171
繰延勘定計	396,201	351,832	305,196	264,171	273,171
資産合計	35,222,677	33,511,693	33,068,364	33,613,593	34,061,672

※1 その他無形固定資産の内容はソフトウェアである。

※2 その他投資の内容は基金である。

※3 H23年度末の医業外未収金が多額になっているのは一般会計繰入金の精算である。

※4 H22年度末のその他未収金が多額になっているのは一般会計繰入金の精算である。

※5 H21年度末から計上されている保管有価証券(預り有価証券)は総合管理業務の契約保証金としての利付国債である。質権を設定し証券会社に預け入れしている。

(単位:千円)

(負債の部)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
長期借入金	1,238,400	1,083,600	928,800	774,000	619,200
固定負債計	1,238,400	1,083,600	928,800	774,000	619,200
医業未払金	1,545,123	1,525,852	1,449,507	1,439,845	1,548,796
医業外未払金	3,496	4,449	6,549	3,789	4,040
※6 建設改良未払金	713,255	78,469	235,854	386,805	121,423
※7 その他未払金	82,214	83,929	147,205	336,861	9,466
未払金計	2,344,090	1,692,700	1,839,116	2,167,302	1,683,727
預り金	84,479	84,759	73,351	61,494	63,946
※5 預り有価証券	—	—	90,000	90,000	90,000
流動負債計	2,428,570	1,777,460	2,002,467	2,318,796	1,837,674
負債合計	3,666,970	2,861,060	2,931,267	3,092,796	2,456,874
(資本の部)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自己資本金	3,073,802	3,288,439	3,502,739	3,768,387	3,992,561
企業債	30,042,225	28,778,198	27,171,520	25,644,239	25,165,566
長期借入金	1,607,200	1,406,300	1,205,400	1,004,500	803,600
借入資本金計	31,649,425	30,184,498	28,376,920	26,648,739	25,969,166
資本金計	34,723,228	33,472,938	31,879,660	30,417,127	29,961,728
受増財産評価額	192,409	192,409	201,923	201,923	201,923
国庫補助金	578,779	588,672	588,672	588,672	621,013
道補助金	263,404	266,173	266,173	268,333	268,333
一般会計負担金	12,745,387	13,927,649	15,140,696	16,390,925	17,674,894
その他資本剰余金	1,308	4,051	13,051	13,051	13,051
資本剰余金計	13,781,289	14,978,956	16,210,516	17,462,905	18,779,216
当年度未処理欠損金	△ 16,948,809	△ 17,801,261	△ 17,953,079	△ 17,359,236	△ 17,136,146
欠損金計	△ 16,948,809	△ 17,801,261	△ 17,953,079	△ 17,359,236	△ 17,136,146
剰余金合計	△ 3,167,520	△ 2,822,305	△ 1,742,562	103,669	1,643,069
資本合計	31,555,707	30,650,633	30,137,097	30,520,796	31,604,797
負債資本合計	35,222,677	33,511,693	33,068,364	33,613,593	34,061,672

※6 H19 年度末の建設改良未払金が多額になっているのは統合システムの未払金である。
 ※7 H22 年度末のその他未払金が多額になっているのは一般会計繰入金の精算である。

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
本院収益	15,787,564	16,029,658	17,289,105	18,751,146	18,863,859
静療院収益	828,668	823,774	830,997	796,486	578,175
一般会計負担金	264,352	248,258	264,284	185,326	227,829
医業収益計	16,880,585	17,101,691	18,384,388	19,732,959	19,669,864
本院経営費	16,212,654	16,168,083	16,957,105	17,501,590	17,984,508
静療院経営費	1,949,131	1,827,206	1,717,879	1,601,726	1,783,040
減価償却費	1,537,464	1,666,799	1,656,913	1,672,424	1,700,010
資産減耗費	21,126	20,151	25,743	21,661	41,735
医業費用計	19,720,377	19,682,240	20,357,641	20,797,403	21,509,293
医業損益	△ 2,839,791	△ 2,580,549	△ 1,973,252	△ 1,064,443	△ 1,839,429
受取利息	2,645	3,702	1,782	1,866	1,846
国庫補助金	30,683	30,696	27,203	21,807	22,467
道補助金	5,546	8,128	9,002	9,893	10,208
他会計補助金	374,359	380,173	467,435	588,557	506,152
一般会計負担金	2,517,303	2,338,838	2,204,065	1,945,177	2,324,410
雑収益	336,366	272,533	312,525	280,356	369,960
医業外収益計	3,266,904	3,034,072	3,022,014	2,847,658	3,235,045
支払利息・企業債諸費	1,203,783	1,159,830	1,103,116	1,030,957	969,198
繰延勘定償却	67,237	72,438	70,159	70,650	73,812
患者外給食材料費	6,635	5,977	6,138	5,938	4,377
雑支出	29,034	32,984	34,397	33,690	45,292
医業外費用計	1,306,691	1,271,230	1,213,811	1,141,237	1,092,681
経常損益	△ 879,578	△ 817,707	△ 165,050	641,977	302,934
※8 特別利益	77,400	77,400	77,400	77,400	77,400
※9 特別損失	64,327	112,144	64,167	125,534	157,244
純損益	△ 866,505	△ 852,452	△ 151,817	593,842	223,089

※8 特別利益は長期借入金の返済に係る補助金の受け入れである。

※9 前年度の2月と3月に係る診療報酬返戻・査定減である。当年度の4月と5月に判明するので特別損失としている。なお増額分は雑収益で計上している。

(本院経営費の内訳)

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
給料	3,211,532	3,334,185	3,479,468	3,444,101	3,519,887
手当等	3,125,212	3,077,617	3,266,729	3,329,663	3,477,372
報酬	603,833	638,249	551,579	542,442	589,157
※10 賃金	87,138	145,434	99,499	90,834	94,377
退職給与金	588,481	475,079	411,163	500,930	334,959
法定福利費	961,896	1,016,216	1,106,501	1,188,655	1,261,012
薬品費	3,009,732	2,954,200	3,303,330	3,501,695	3,587,083
医療材料費	1,788,563	1,647,316	1,790,434	1,924,475	1,980,396
給食材料費	181,314	181,004	176,989	174,979	171,069
医療消耗備品費	4,531	6,931	2,601	5,549	5,862
厚生福利費	42,044	47,567	47,257	41,573	41,947
旅費	4,367	2,432	3,740	4,331	5,751
消耗備品費	20,479	8,197	5,275	16,040	19,524
消耗品費	72,709	72,477	68,367	75,270	78,435
光熱水費	291,283	292,836	304,223	321,517	346,369
通信運搬費	13,628	15,486	15,956	15,324	16,270
印刷製本費	27,781	14,988	12,000	14,037	10,875
被服費	4,833	5,501	5,887	7,297	5,468
借料及び損料	181,157	167,021	179,267	183,264	193,580
修繕費	210,988	192,811	164,607	198,972	203,265
手数料	7,429	6,712	10,070	9,564	10,495
※11 保険料	19,658	34,075	66,386	64,721	64,143
負担金・補助・交付金	29,166	35,426	38,282	46,019	40,208
委託料	1,584,786	1,702,566	1,745,535	1,712,975	1,747,495
研究費	39,569	44,804	49,575	50,858	53,303
特別研究費	11,618	10,625	20,780	19,413	24,196
研修費	14,513	14,672	15,733	14,907	16,157
※12 賠償金	71,918	20,117	13,520	87	82,281
※13 その他	2,481	3,527	2,336	2,082	3,556
合計	16,212,654	16,168,083	16,957,105	17,501,590	17,984,508

※10 H20 年度の賃金が他の年度より多額なのは、10 対 1 看護から 7 対 1 看護になり看護師を多く採用したためである。

※11 保険料が H20 年度以降大幅に増加したのは基準年度での保険金収入が多いためである。

※12 H19 年度と H23 年度は多額の賠償金が発生している。なお受け入れた保険金収入は雑収益で計上している。

※13 その他は報償費・交際費・燃料費・食糧費・雑費である。

(静療院経営費の内訳)

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給料	559,602	527,956	514,079	512,218	501,060
手当等	502,444	470,603	450,992	444,091	429,927
報酬	54,517	52,433	46,957	52,830	58,019
賃金	13,220	25,405	26,595	23,753	13,931
※14 退職給与金	199,356	214,488	157,728	33,412	259,665
法定福利費	163,851	159,654	161,756	176,251	178,261
薬品費	48,364	47,483	49,554	48,324	42,149
医療材料費	7,388	8,971	8,002	5,806	3,546
給食材料費	30,480	33,133	32,095	31,951	21,982
厚生福利費	6,506	5,883	5,901	5,344	4,736
旅費	1,204	1,337	1,384	1,257	2,121
消耗備品費	1,531	1,114	773	1,246	1,268
消耗品費	8,584	8,603	9,374	9,191	8,476
燃料費	35,611	33,648	24,647	29,759	33,811
光熱水費	29,246	30,720	27,732	27,986	25,623
通信運搬費	2,788	2,768	2,711	2,837	2,879
印刷製本費	1,908	2,323	2,291	1,725	1,173
借料及び損料	14,775	15,208	16,083	18,100	15,976
※15 修繕費	89,706	9,412	14,334	5,586	12,909
負担金・補助・交付金	3,984	3,788	4,573	4,521	4,469
委託料	163,721	162,652	150,507	156,760	151,807
研究費	4,180	4,776	4,670	4,155	4,600
研修費	1,879	1,898	2,003	2,096	2,046
※16 その他	4,273	2,938	3,130	2,516	2,593
合計	1,949,131	1,827,206	1,717,879	1,601,726	1,783,040

※14 H23 年度退職給与金の内訳は定年6名・定年以外6名である。本院への移転直前のため定年以外が多い。

※15 H19 年度の修繕費は老人性痴呆疾患専門治療病棟を閉鎖し小児病棟に改修をしたものである。

※16 その他は医療消耗備品費・報償費・交際費・食糧費・被服費・手数料・保険料・雑費・特別研究費・賠償金である。

(雑収益の内訳)

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
※17 建物等賃貸料	2,811	4,983	5,175	3,669	2,891
施設使用料	53,017	58,931	63,412	65,260	62,072
駐車場使用料	40,254	37,430	36,668	35,339	34,332
※18 高等看護学院経費負担金	14,870	—	—	—	—
不用品売却代金	—	585	57	12	1,817
救急救命士経費負担金	29,209	28,740	29,314	29,314	29,156
臓器提供者確保事業推進補助金	3,158	3,026	3,070	2,687	2,303
※19 その他雑収益	193,044	138,836	174,827	144,073	237,387
合計	336,366	272,533	312,525	280,356	369,960

※17 雑収益の賃貸料に看護師宿舍賃貸料あり、H24 年 10 月 1 日時点の入居状況は 74% (30 部屋中 22 部屋入居) である。なお、社団法人札幌市医師会が使用している札幌市医師会地域医療室は建物賃貸料収受していない(札幌市・市立病院・医師会の三者の協定書あり)。

※17 雑収益の賃貸料に土地使用料がある。救急ワークステーションは札幌市消防局の建物であり土地使用料を収受している。なお、この他市立札幌病院の敷地内には札幌市保健福祉局所管の感染症病棟があるが、これについては土地使用料を収受しておらず以下の運営費を負担してもらっている。

需要費	5,827 千円	光熱水費・修繕費など
役務費	73,536 千円	通信費・保険料
委託料	6,425 千円	設備保守点検
使用料・賃借料	855 千円	分析装置
備品購入費	21 千円	医療消耗備品費
計	13,203 千円	

※18 高等看護学院は保健福祉局の所管施設だったが、病院職員が講師等を兼務し、講義等の実施や実習の受入を行っており、その負担金として受け入れしている。H18 年度から札幌市立大学に移行されたが、在校生が卒業する H19 年度までは看護学院が併存しており、兼務が続いていたものである。

※19 賠償金に係る保険金収入がその他雑収益で計上されているため、賠償金が多額な H19 年度と H23 年度は金額が多い。

※19 H23 年度のその他雑収益に“定期請求(H23 年 3 月入院分)”として約 15 百万円計上されている。これは入院診療費自己負担額(定期請求分)で H23 年 3 月分定期請求については、過誤(毎日行う調定に当該定期請求分を含むと錯誤したため調定の漏れが発生したもの)により H22 年度分調停から漏れていたことが H23 年 6 月に判明したためである。本来は月末に締め翌月 10 日頃の請求額確定後、会計システムへの登録(調定)を行うべきものである。現在は、調定・予決算・診療報酬請求の各担当者と当該業務を総括する係長の複数職員で、入院費定期請求の調定忘れがないか確認している。

(雑支出の内容)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
※20 債権費用化処理	23,420	24,923	28,477	24,625	36,124
※21 その他雑支出	5,614	8,060	5,920	9,064	9,167
合計	29,034	32,984	34,397	33,690	45,292

※20 債権費用化処理は診療費債権の時効が3年であるため3年経過した年度末に費用計上しているものである(時効の中断事由のあるものを除く)。H19年度895件、H20年度576件、H21年度749件、H22年度899件、H23年度は1,275件である。

※21 H23年度のその他雑支出に、時間外手当相当額追給として1,207千円が計上されているが、これはH20年度に当院に勤務していた医師から、時間外労働に対する割増賃金に未払いがあるとの請求があり、既払い額との差額を精査の上、支払いに応じたものである。

※21 H23 年度のその他雑支出に、H22 年度分の市立札幌病院職員選考採用試験身体検査業務・医療従事職員健康診断業務として 995 千円が計上されている。選考試験身体検査業務については、試験の実施回数が例年より多く、委託先から全体の支払い請求額が確定した請求書が届くのが遅延し、担当者も業務繁忙のため確認を怠り、支出が滞っていたものである。また、健康診断業務については、H22 年度内に支払いが間に合わず、担当者が 4 月に退職したため支払いが滞っていたものである。

2. 一般会計繰入金の状況

(1) 一般会計繰入金の実績と前年度比較

(単位:千円)

一般会計からの繰入金の平成 23 年度の実績を前年度と比較すると以下ようになる。

平成 23 年度は総額で約 46 億円の一般会計からの繰入があり、前年度より約 3 億円以上増加している。

名称	根拠	H22 実績	H23 実績
救急医療の確保に要する経費	17 の 2① I	155,644	195,596
医療相談業務に要する経費	17 の 2① I	29,681	32,233
医業収益(負担金)		185,326	227,829
未熟児収容部門の医療に要する経費	17 の 2① II	0	5,016
病理解剖に要する経費	17 の 2① II	35,000	35,000
精神医療の運営に要する経費	17 の 2① II	852,258	1,282,919
周産期医療に要する経費	17 の 2① II	34,923	33,816
小児医療に要する経費	17 の 2① II	22,796	22,289
企業債支払利息に要する経費	17 の 2① II	1,000,197	945,369
医業外収益(負担金)		1,945,177	2,324,410
医師確保に要する経費	17 の 3	58,666	58,666
追加費用の負担に要する経費	17 の 3	215,962	99,980
基礎年金拠出金公的負担に要する経費	17 の 3	220,295	252,229
長期借入金支払利息に要する経費	17 の 3	26,232	20,986
院内保育所運営に要する経費	17 の 3	23,052	24,317
臓器移植体制運営に要する経費	17 の 3	1,602	1,602
子ども手当及び児童手当に要する経費	17 の 3	42,746	48,369
医業外収益(補助金)		588,557	506,152
長期借入金償還に係る補助金	17 の 3	77,400	77,400
特別利益		77,400	77,400
収益的収入合計		2,796,461	3,135,792
企業債償還元金に要する経費	17 の 2① II	1,250,229	1,283,969
資本剰余金(負担金)		1,250,229	1,283,969
建設改良に要する経費	17 の 2① II	64,747	23,274
経営基盤強化のための出資金	18	200,900	200,900
自己資本金(出資金)		265,647	224,174
資本的収入合計		1,515,876	1,508,143
一般会計繰入合計		4,312,338	4,643,936

上記繰入金の根拠になっている法律は地方公営企業法であり、規定は第 17 条の 2、第

17条の3及び第18条である。

<p>(経費の負担の原則)</p> <p>第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。</p> <p>一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費</p> <p>二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費</p> <p>2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。</p>
<p>(補助)</p> <p>第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。</p>
<p>(出資)</p> <p>第18条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。</p> <p>2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。</p>

また、政令において、病院事業における負担経費を具体的に定めている。

<p>地方公営企業法施行令</p> <p>(一般会計等において負担する経費)</p> <p>第8条の5 法第17条の2第1項第1号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費</p> <p>2 法第17条の2第1項第2号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。</p> <p>一 省略</p> <p>二 病院事業 山間地、離島その他のへんぴな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所での立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費</p>

個々の項目は実際の収支不足や負担すべき額などを計算して繰入金としているが、以下のように定額で受け入れたり、実際額とは異なる金額で計算されていたりするものもある。

一般会計負担金の病理解剖に要する経費は、平成17年度からそれまで38百万円だったのが36百万円になり、平成22年度からは35百万円となっている。これは病理解剖に係る人件費・材料費などを対象とし、定額で繰入を受け入れているものであり、過去数年の経費を見直したところ、実施件数の減などから減額査定されたためである。因みに病理解剖の件数を年度別にみると以下ようになる。

H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
43件	41件	24件	20件	24件	22件

病理解剖に要する経費を定額としているのは、死因を究明して今後の医療に生かすという公益性を重視して、解剖が必要な場合は優先して解剖に当たれるように、運営体制の維持を目的として3名分(解剖を行う医師1名と補助する検査技師2名)の人件費などを見て

いるためである。

また、院内保育所の運営経費の計算で、保育料収入は実際の金額は 28,660 千円であるが、札幌市の保育料徴収基準額で計算した 37,562 千円を用いている。これは札幌市における私立保育所に対する市の負担額と同様に計算しているためである。

(2) 総務省通知との対比

総務省では毎年度、各都道府県知事及び各指定都市市長宛に、「地方公営企業繰出金について」という通知をしており、公営企業の種類に応じて繰出金の項目や計算方法の基本的考え方を示している。平成23年度の通知では、病院事業に関する項目はその「第7病院事業」に、地方公営企業共通の項目は「第12その他」に記載されている。

この通知における繰出金と札幌市病院事業における繰入金を対応させると以下のようになる。なお、繰出金はお金を出す一般会計側の言い方であり、繰入金は受け入れる公営企業側の言い方であり、表裏の関係である。

以下の金額は平成23年度分であり、単位は千円である。

総務省が通知している病院事業における地方公営企業繰出金の項目		札幌市及び市立札幌病院の対応	収益的収入	資本的収入
第7 病院事業	1 病院の建設改良に要する経費	企業債償還元金の一部を受入。 企業債支払利息の一部を受入。 企業債対象外の固定資産取得・整備分を受入。	945,369	1,283,969 23,274
	2 へき地医療の確保に要する経費	札幌市は該当なし。		
	3 不採算地区病院の運営に要する経費	同上。		
	4 結核医療に要する経費	発生がない。		
	5 精神医療に要する経費	静療院の運営経費の収支不足を受入。	1,282,919	
	6 感染症医療に要する経費	感染症病棟の運営費は札幌市保健福祉局から別途受入。		
	7 リハビリテーション医療に要する経費	収支差が黒字なので繰入金の発生なし。		
	8 周産期医療に要する経費	標準出産入院単価と管理妊婦平均入院単価の差額を受入。	33,816	
	9 小児医療に要する経費	特別交付税の割高経費を基に計算し受入。	22,289	
	10 救急医療の確保に要する経費	救命救急医療部門の収支不足を受入。	195,596	
	11 高度医療に要する経費	未熟児収容部門の収支不足を受入。 病理解剖に要する概算経費を受入。	5,016 35,000	
	12 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	該当なし。		
	13 院内保育所の運営に要する経費	院内保育所運営に要する経費の一部を繰入金として受入。	24,317	
	14 公立病院附属診療所の運営に要する経費	該当なし。		
	15 保健衛生行政事務に要する経費	医療相談業務に係る経費を受入。	32,233	
	16 経営基盤強化対策に要する経費 (1) 医師及び看護師等の研究研修に要す	医師等の研究研修については、一般会計の財政悪化から繰入は行わ		

	る経費	れていない。		
	16(2) 病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修については、一般会計の財政悪化から繰入は行われていない。		
	16(3) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	該当なし。		
	16(4) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	追加費用の負担額を受入。	99,980	
	16(5) 公立病院改革プランに要する経費	該当なし。		
	16(6) 医師確保対策に要する経費 ①医師の勤務環境の改善に要する経費	民間勤務医との給与格差補てんのための初任給調整手当分、財政悪化により所要額の2分の1。	58,666	
	16(6) ②医師の派遣を受けることに要する経費	該当なし。		
第12その他	1 駐車場の整備促進に要する経費	該当なし。		
	2 地方公営企業会計制度改正対応に要する経費	該当なし。		
	3 地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	基礎年金拠出金の負担額を受入。	252,229	
	4 地方公営企業職員に係る子ども手当に要する経費	児童手当・子ども手当の負担額を受入。	48,369	
	5 臨時財政特例債の償還に要する経費	該当なし。		
	6 工業団地の造成に要する経費	該当なし。		
右の3項目の繰入金は総務省通知に該当する項目がなく、札幌市独自のものである。		長期借入金の償還金の一部を受入。	77,400	200,900
		長期借入金の支払利息を受入。	20,986	
		臓器移植体制運営費の一部を受入。	1,602	
平成23年度の一般会計からの繰入金合計			3,135,792	1,508,143

上記のように一般会計の財政悪化を理由に繰入れ（繰出し）が行われていなかったり、所要額の2分の1にカットされたりしている一方で、総務省通知にない札幌市独自の繰入れ（繰出し）がある。

これは、一般会計及び病院事業会計双方の財政事情を考慮して協議のうえ繰入れ（繰出し）が決定されるためである。

3. その他の調査結果

(1) 現金及び預金に関する事項

① 現金

病院の規模に比べて、年度末の貸借対照表に計上されている現金の残高が極端に少ないので、まず、内訳を調べてみた。その結果、現金として計上しているのは駐車料金の釣銭用として事務室と精算機の中に保管しているものであることがわかった。

＜現金の内訳＞

場所	金種	数	金額(円)
事務室	1,000	23	23,000
	500	34	17,000
	100	8	800
	50	103	5,150
	10	5	50
精算機	500	146	73,000
	100	156	15,600
	50	142	7,100
	10	186	1,860
計			143,560

それでは日々診療のために来院した患者から、診療代の一部として受け入れた現金はいったいどこにあるのかを調べてみた。医事課の現金出納簿の動きは次のとおりである。

② 医事課の現金

平成 24 年 3 月末と 4 月初めの医事課における現金出納簿を要約し抜粋すると以下のようになる(単位:円)。

年月日	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
H24.3.30(金)	29 日分払込		4,231,818	
	当直窓口	15,250		
	日中窓口	1,929,774		
	支払機	3,406,243		
	払込		15,250	5,336,017
H24.4.2(月)	30 日分払込		5,336,017	
	当直窓口	409,375		
	日中窓口	2,273,949		
	支払機	2,490,211		
	払込		409,375	4,764,160

平成 24 年 3 月 30 日は金曜日であり、3 月 31 日は土曜日、4 月 1 日は日曜日であったため、このような記載になっている。

4 月 2 日に収入記帳された当直窓口の 409,375 円は 3 月 31 日と 4 月 1 日の休日診療に係る分である。

3 月 31 日には 3 月 30 日残 5,336,017 円と 3 月 31 日休日診療に係る当直窓口の現金が

あったことになるが、これは期末の貸借対照表では現金勘定には含まれていない。この現金がどの勘定科目に含まれているかを調べたみたところ、医業未収金に含まれていることがわかった。

これは、市立札幌病院では未収金を、会計口座に入金されていないものと定義付けしているためである。未収金繰越簿の記載においても、納入義務者が年度内に窓口等で支払ったとしても、基準日現在で収納(会計口座への入金)がされていないものは、すべて未収金として整理されている。

③預金の処理

平成23年度末の預金残高は、北海道銀行の無利息普通預金の4,421,222千円である。

貸借対照表では流動資産の預金として4,290,062千円が計上されており、上記預金残との差額は131,160千円であり、これは貸借対照表上でその他投資に計上されている基金である。なお、普通預金の中には、この基金に関する運用収支の残額2,146千円も含まれている。

預金口座の預金残高

北海道銀行	無利息普通預金	4,421,222,708 円
-------	---------	-----------------

貸借対照表の表示

流動資産	預金 ※	4,290,062,708 円
固定資産	その他投資	131,160,000 円
	合計	4,421,222,708 円

※その他投資(基金)の運用収支残2,146,910円を含む

基金及びその運用収支に関する預金は、通常の普通預金とは性質が異なるものであり、預金口座は別にすべきである。

(2) 固定資産に関する事項

① 固定資産の現物実査

固定資産台帳に登録されているものが実在するかどうか、現に使用されているかを確認するため、固定資産台帳に登録されている取得年月日が最も古い昭和39年4月1日となっている器具備品16点について現物確認(現物実査)を依頼したところ、現物は存在しないことがわかった。

< 現物確認を依頼した固定資産 >

(金額単位:円)

管理 No.	名称	取得年月日	取得価格	残存価格	保管場所
06-00106-00	ケンビキョウ	S39.4.1	28,918	2,891	整形外科・理療診療科
06-00142-00	ホルマリンショウトクキ	S39.4.1	11,000	1,100	169999
06-00173-00	シャーカステン 4マイカケ	S39.4.1	19,139	1,913	2病棟5階
06-00213-00	シャーカステン	S39.4.1	21,000	2,100	放射線科
06-00214-00	シャーカステン 2マイカケ	S39.4.1	28,000	2,800	放射線科
06-00273-00	マイクロニツコール レンズ ニコント	S39.4.1	15,600	1,560	中央検査室
06-00275-00	カメラニコントポデー	S39.4.1	71,200	7,120	中央検査室
06-00288-00	シャーカステン 2マイカケ	S39.4.1	12,300	1,230	中間病棟3階
06-00301-00	スタンドシキデントウ	S39.4.1	22,000	2,200	3病棟4階
06-00357-00	キカンシキョウセット	S39.4.1	140,000	14,000	胸部外科・呼吸器外科
06-00363-00	デンキレイソウコ ヒタチ	S39.4.1	64,800	6,480	3病棟4階
06-00387-00	ハイゼンシャ	S39.4.1	49,000	4,900	外来係
06-00390-00	ハイゼンタイ	S39.4.1	140,000	14,000	外来係
06-00432-00	ツクエツキ カルテダナ	S39.4.1	23,500	2,350	3病棟7階
06-00433-00	ヤクヒン トダナ	S39.4.1	30,000	3,000	3病棟7階
06-00534-00	ニコンFレンズ	S39.4.1	18,800	1,880	中央検査室
		合計	695,257	69,524	

既に除却したか、または他の場所に異動したにも係わらずその報告がなかったことが原因と考えられ、そのために台帳との不一致が発生したと考えられる。

なお、札幌市病院局会計規程第104条では、有形固定資産の減少や異動があったときは、その都度報告しなければならないことになっている。

会計規程第104条(取得、減少及び異動の報告)

各課長は、有形固定資産の取得、減少又は異動があったときは、その都度固定資産取得通知書又は固定資産減少(異動)通知書を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。
2 経営企画課長は、前項の通知書の送付を受けたときは、その内容を調査し、必要な整理をしなければならない。

②高額医療機器の取得と使用実績

平成 19 年度以降取得した1億円以上の高額医療機器の使用実績を調べてみた結果、以下のとおりである。

<取得状況>

番号	取得年度	名称	定価(千円)	月間使用見込回数	取得理由
1	H19	循環器系X線診断装置	476,924	50	現有機器(H7取得)の老朽化による更新
2	H20	MRI装置	770,207	400	他施設への検査依頼の削減(増収)・予約待ち期間の短縮
3	H22	血管造影X線診断装置	464,500	40	現有機器(H4取得)の老朽化による更新
4	H23	マルチスライスCTスキャナー	5,786,038	400	現有機器(H7取得)の老朽化による更新

<平成 23 年度の使用実績>

番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
1	46	48	56	41	52	53	50	46	41	45	47	66	591	49.25
2	324	287	345	308	324	316	308	294	306	283	307	292	3,694	307.83
3	34	31	26	19	31	24	16	20	18	17	23	13	272	22.67
4	—	—	—	—	—	—	432	391	367	374	397	441	2,402	400.33

<当初の使用見込と実績対比>

番号	使用見込	月平均使用実績	稼働率
1	50回	49.25回	98.50%
2	400回	307.83回	76.96%
3	40回	22.67回	56.68%
4	400回	400.33回	100.08%

以上から1と4の機器、すなわち循環器系X線診断装置とマルチスライスCTスキャナーについてはほぼ見込みどおりの使用実績であるが、2と3の機器、すなわちMRI装置及び血管造影X線診断装置については当初見込みより使用率が低いことが分かる。

(3) 寄附金の処理

平成 23 年度の市立札幌病院における寄附の受理状況は以下のとおりである。

受理年月日	寄附者	品名	数量	金額	備考
H23.5.19	個人	子ども用車いす	1	不明	
H23.6.28	個人	車いす	2	105,600	52,800 円/台
H23.7.27	個人	絵本	5	4,000	
H23.7.28	個人	絵画	1	不明	
H23.8.16	法人	絵画	1	不明	福沢一郎作「さいはての海」
H23.8.29	法人	床頭台	4	184,000	46,000 円/台
H23.9.9	個人	現金	1	30,000	
H23.11.9	法人	車いす	2	46,200	23,100 円/台
H23.11.14	個人	紙おむつ	2	不明	
H23.12.8	個人	車いす	1	52,800	
H23.12.8	不明	商品券	5	5,000	
H23.12.28	個人	現金	1	5,000	
H24.1.18	個人	現金	1	50,000	
H24.2.10	団体	車いす	1	75,500	
H24.2.20	個人	現金	1	50,000	
H24.2.28	法人	車いす	2	160,000	80,000 円/台

市立札幌病院では固定資産への計上基準額は 100 千円以上としている。

上記のうち、医業外収益として会計処理しているのは、現金及び商品券で受理した寄附だけであり、車いすなど現物で受理した寄附は金額が 100 千円未満であるため会計処理されていない。

100 千円未満であっても、現物で受け入れた寄附については、その事実を明確に表すために会計処理するのが妥当であると思われる。

借方		貸方	
消耗備品費	×××	寄附金収益	×××

(4)借入金の状況

市立札幌病院が札幌市の一般会計から借り入れした金額とその償還(予定)の状況を年度別に示すと次のようになる。この借入金は固定負債の部(長期借入金)と資本の部(借入資本金)に分けて計上されている。前者は通常の借入金であり、後者は建設改良に充てる借入金である。

なお、昭和50年度から平成7年度までは金額をまとめている。

<固定負債(長期借入金)>

(単位:千円)

年度	借入	償還	残高	備考
S50～H7年度	4,700,461	370,000	4,330,461	
H7年度末	0	2,782,461	1,548,000	補助金(特利)を原資に償還
H8年度	0	0	1,548,000	
H9年度	0	0	1,548,000	
H10年度	0	0	1,548,000	
H11年度	0	0	1,548,000	
H12年度	0	0	1,548,000	
H13年度	0	0	1,548,000	
H14年度	0	0	1,548,000	
H15年度	0	0	1,548,000	
H16年度	0	0	1,548,000	
H17年度	0	0	1,548,000	
H18年度	0	154,800	1,393,200	うち77,400千円特別利益
H19年度	0	154,800	1,238,400	同上
H20年度	0	154,800	1,083,600	同上
H21年度	0	154,800	928,800	同上
H22年度	0	154,800	774,000	同上
H23年度	0	154,800	619,200	同上
H24年度	0	154,800	464,400	同上
H25年度	0	154,800	309,600	
H26年度	0	154,800	154,800	
H27年度	0	154,800	0	

昭和50年度から平成7年度までは47億円以上の借入があるが償還は4億円足らずしかしていない。平成7年度末に補助金(特別利益)を財源に約28億円償還したが、その後平成17年度まで償還がなく固定化している。平成18年度から10年分割で償還が開始されているが、平成24年度まで償還額の2分の1は一般会計からの繰入金(特別利益)である。平成25年度からはこの繰入金は予定されていない。

なお、借入が固定化している年度も含めすべての年度で利息は支払っている。ただし平

成 24 年度までは一般会計からの繰入金を財源にしている。

<資本（借入資本金）>

（単位：千円）

年度	借入	償還	残高	備考
S50～H7 年度	2,974,538	0	2,974,538	
H7 年度末	0	965,538	2,009,000	補助金(特利)を原資に償還
H8 年度	0	0	2,009,000	
H9 年度	0	0	2,009,000	
H10 年度	0	0	2,009,000	
H11 年度	0	0	2,009,000	
H12 年度	0	0	2,009,000	
H13 年度	0	0	2,009,000	
H14 年度	0	0	2,009,000	
H15 年度	0	0	2,009,000	
H16 年度	0	0	2,009,000	
H17 年度	0	0	2,009,000	
H18 年度	0	200,900	1,808,100	200,900 千円出資受入
H19 年度	0	200,900	1,607,200	同上
H20 年度	0	200,900	1,406,300	同上
H21 年度	0	200,900	1,205,400	同上
H22 年度	0	200,900	1,004,500	同上
H23 年度	0	200,900	803,600	同上
H24 年度	0	200,900	602,700	同上
H25 年度	0	200,900	401,800	同上
H26 年度	0	200,900	200,900	同上
H27 年度	0	200,900	0	同上

昭和 50 年度から平成 7 年度までは約 30 億円の借入があるが償還は全くしていない。平成 7 年度末に補助金(特別利益)を財源に約 10 億円償還したが、その後平成 17 年度まで償還がなく固定化している。平成 18 年度から 10 年分割で償還が開始されているが、同額の出資受け入れをしている。

なお、借入が固定化している年度も含めすべての年度で利息は支払っている。ただし一般会計からの繰入金を財源にしている。

以上から、市立札幌病院がこれらの長期借入の償還及び利息の支払について、実質的に負担しているのは、平成 24 年度までは固定負債の長期借入金の元金償還額の2分の1(77,400 千円)だけであることが分かる。

(5) 特別損失の内容

毎年 2 月及び 3 月の診療分については、国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金等の審査支払機関の支払決定月がそれぞれ翌年度の 4 月及び 5 月となるので、当該診療月の返戻・査定分については、増額分は雑収益として、減額分は特別損失(過年度損益修正損)として処理されている。これ以外の月分は 2 ヶ月の差があるものの同一年度内のため医業収益のマイナスとして処理されている。

特別損失として処理されているのは、国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金及び、労働災害の不支給・査定分に係る減であり、下表はその内訳である。

＜各年 2 月及び 3 月診療分の返戻・査定減等（単位：千円）＞

返戻・査定減		平成 22 年度	平成 23 年度
支払基金	2月	19,424	18,747
	3月	22,061	30,108
国保	2月	29,394	38,359
	3月	50,859	33,011
本院小計		121,740	120,226
支払基金	2月	1,485	1,552
	3月	1,663	2,861
国保	2月	14	95
	3月	630	278
静療院小計		3,794	4,788
合計		125,534	125,014
公労災不支給・査定減			
支払基金	2月	0	75
	3月	0	1,041
国保	2月	0	1,390
	3月	0	29,722
合計		0	32,230
総合計		125,534	157,244

診療報酬の請求から入金になるまでおよそ 2 ヶ月の期間があり、毎年 2 月及び 3 月の返戻・査定(減額分)については翌年度の 4 月及び 5 月にならないと審査支払機関から通知が来ないため年度内での把握は不可能であるが、平常月は医業収益のマイナスとして処理されていることから考えて、決定が翌年度になる当該返戻・査定減分だけが、過年度損失として処理されるのは、本来妥当ではないと考える。

4. 改善すべき事項

(1) 指摘事項

- 固定資産の廃棄あるいは移動の通知について
会計規程どおり処理が行われておらず、所在が不明となっている固定資産がある。規程では廃棄や移動の際には通知することになっているがそれが適切になされていない。

(2) 意見事項

- 貸借対照表の科目表示について
貸借対照表に表示する科目名称はその内容を明瞭に示すものでなければならない(重要性のないものを除く)。現在その他の無形固定資産、その他の投資と表示している内容は、ソフトウェア及び基金である。これらについては金額的重要性に鑑みこの科目名で表示するのが妥当である。
- 現金の処理について
年度末に患者が支払った診療代に係る現金は病院内の金庫で保管されているが貸借対照表の現金には含まれていない(医業未収金に含まれている)。正しい表示ではないので、科目は医業未収金から現金に振り替えるべきである。
- 寄附金の処理について
現在寄附として受け入れたもののうち、現金や商品券などの金券類及び評価額が 100 千円以上の資産は会計処理しているが、評価額が 100 千円未満の資産(車いす・絵画・本など)については会計処理されていない。
評価額が 100 千円未満のものもその事実を会計帳簿に反映させるのが妥当である。
なお、評価額が不明のもの、評価額の見積が著しく困難なものについては備忘価額(1点1円)で処理することが考えられる。
- 損益計算書の表示区分について
診療報酬などの前年度分の修正を増額分はその他雑収益、減額分は特別損失で処理しているが、毎年度継続して発生するものなので医業収益で処理するのが妥当である。
なお、公営企業実務提要の計理方法の問答では、年度を越えて診療報酬の減額がされた場合、減額された分は特別損失で処理することになっているが、これは一般的処理ではない。ほとんどの医療機関では医業収益で処理している。
- 賠償金及びその保険金の計上区分について

現在賠償金は経営費の中の一科目として処理され、保険金収入は雑収益で計上している。過年度に発生した医療事故に係る賠償金は特別損失、またそれに係る保険金収入は特別利益で処理するのが妥当である（金額が僅少な場合を除く）。

なお、当年度に係る賠償金は経営費、それに対応する保険金収入は雑収益で処理することになる。

- 看護宿舎について

平成 24 年 10 月 1 日時点の入居率は 74%(30 部屋中 22 部屋入居)である。カビの発生等のため修繕をしてから入居させることが望ましい部屋がいくつかあるので、入れ替わりがスムーズに行くような改善を検討する必要がある。

- 医療機器の稼働率について

医療機器のうち稼働率が低いものがあるため、他の病院の患者の検査（診療）にも使用できるようにして、稼働率を高めるべきである。例えば、血管造影X線診断装置(定価 464 百万円)の最近1年間の稼働率は 57%である(月間使用見込み 40 回のところ平均使用は月 23 回)。

- 預金の口座について

年度末の預金は無利息普通預金一口座に集約されているが、この中には投資の基金元金とその運用収支残が含まれている。性質の異なる預金は別口座で管理するのが妥当である。